

第19期

第11回

総会議事録

令和4年4月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年4月18日(月)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1会議
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	出席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨
 【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治
 【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡
 【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時40分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

古川 弘作

事務局	<p>ただいまより、第11回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。農作業、真っ盛りのところお出でいただきありがとうございます。</p> <p>早い時間から来ている方もいるし、この後の会議もありますので進めたいと思います。長丁場になりますが、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第 2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>6番 北島 繁和 委員</p> <p>12番 古川 弘作 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第 3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼 一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第 4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に正誤表をお配りしています。</p> <p>議案第2号、3ページ、日和田3番の10a当たりの価格が1,000円ではなく30,000円です。</p> <p>また5ページから6ページ及び別紙「郡山市農用地利用集積計画の決定について」は、議案第3号に訂正いたします。</p>

	<p>さらに別紙 8 番から13番 農地中間管理機構の公益財団法人 福島県農業振興公社の理事長が変更になっております。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1 番 1 件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 4 月 7 日、佐久間会長、吉田職務代理人、事務局とともに 農業開始の事前審査を行いました。借人は農作業を 8 年間、 農業法人で行っており、農業開始後はパイプハウスを設置して きゅうりと露地できゃべつの栽培を行います。 農作業は借人が行います。農機具等は地元協力者に 借りながら、徐々に購入していくそうです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1 番 1 件について、 許可と決します。 次に 2 番 1 件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>2 番 1 件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人 受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相続財産の処分、農業開始です。 4 月 6 日に事務局会議室において、佐久間会長、吉田職代、</p>

	<p>事務局と事前審査を行いました。</p> <p>受け人は若いですが、親が所有する農機具を借りて作業します。</p> <p>昨年も水田として利用されており、今後も水稻作付するとのことでした。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件等、問題はなく農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、私の同居の親族が借人の 会社の代表取締役になっておりますので、農業委員会等に関する法律 第31条第1項による議事参与の制限に該当しますので 議長を交代し、退席いたします。</p>
	<p>(会長が退席する。)</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について 調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。</p> <p>社員2人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 退席委員の復席を求めます。</p>
	<p>(会長が復席する。)</p>
吉田職代	<p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。 次に4番の 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と息子夫婦が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>5番の農業開始の調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 4月6日に事務局会議室において、佐久間会長、吉田会長職務代理者、中田推進委員、事務局と事前審査を行いました。</p> <p>借人は現在、奥さんの実家に同居しながら農場で研修を兼ねパートとして勤務しており、今年度から借り受けた農地で奥さんと多品目の野菜を生産し、販売したいとのことでした。</p> <p>また農機具は現在、所有していませんが、トラクターによる耕起は近隣の農家をお願いし、管理機、防除機等の小型機械は自分で揃えたいとのことでした。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、農業意欲等、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に6番と7番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番と7番の 2件について 調査の結果を報告いたします。</p>

まず6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、知人への贈与です。

受け人と妻が農作業に従事します。

次に7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、知人への贈与です。

受け人と妻が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 6番と7番の 2件について、
許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、6番と7番の 2件について
許可と決めます。

次に8番 1件について付議いたします。

藤田 稔委員の調査報告を求めます。

藤田 稔委員 8番 1件について 調査の結果を報告いたします。
渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。
申請の事由は、高齢化、経営拡大です。

4月12日に調査したところ、渡し人はこの案件を認識しており、了解しておりました。

また受け人は、妻と農作業を行っており
新たに買い入れる農地は、効率的な利用を確約しております。

農作業常時従事要件につきましては、本人が主に農作業を行っており、満たしております。

地域との調和要件については、渡し人、受け人の聴き取り及び現地調査も含めて農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じる恐れはありません。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件をすべて満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 8番 1件について、
許可と決することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長 異議ないものと認め、8番 1件について、
許可と決します。

次に9番 1件について付議いたします。

松川 延安委員の調査報告を求めます。

松川 延安
委員

9番 1件について 調査の結果を報告いたします。

貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、農業開始です。

この件につきましては、4月7日に事務局会議室にて事前審査を行いました。

申請人は非農家育ちですが、農業に興味があり石川町の果樹農家で雇用を兼ねて研修して来たそうです。そういう中、今回知人の紹介で申請地を借りることになり果樹をやりたいということでもあります。

申請地のある地区の人・農地プランの担い手にもなっております。

また認定新規就農者にもなっており、今後は規模を拡大していきたいということです。

調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について、 許可と決します。 次に10番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	10番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。

	遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。
遠藤 昭夫 委員	<p>安積1番 1件について、調査報告をいたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は、駐車場敷地です。農地区分は第1種農地です。</p> <p>受け人は医療・介護複合型の施設を経営しています。</p> <p>近年、介護施設型の病床がかなり増え、専用の駐車場が必要となり、渡し人に相談したところ です。</p> <p>また渡し人は、去年の暮れから健康状態が不安定になり経営規模の縮小を考えていました。</p> <p>申請地においては、北側に施設の駐車場、南側に農道、東側に農地、西側に住宅があります。</p> <p>雨水については自然浸透と南側法定外道路既設U字溝へ排出します。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種のうちの要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-g-(a)で土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業の用に供するために行われる土地収用対象事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>調査の結果を報告をいたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は太陽光発電設備設置です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。申請地は平坦な場所であり、転用による土砂等の流出はないと思われます。</p> <p>雨水は自然地下浸透です。転用により、隣接農地並びに周辺農地への営農条件への支障を及ぼすことがないように設計・施工することと確約しております。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>4月14日に調査して参りました。申請の理由は農業用施設でライスセンター、農機具置場、駐車場、育苗施設の設置を行います。またこの土地の一部に違反がありまして顛末書が添付されております。</p> <p>申請地の隣で水稻・育苗をしており、農業用施設を整備して作業の効率化を図りながら生産性の向上を目指したいということです。</p> <p>建設にあたっては、周辺農地への影響も少なく雨水等は市道側溝へ放流いたします。</p> <p>調査の結果、許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aでおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-(i)-(ii)で、農業用施設、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、許可相当と決めることに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なお、この件につきましては転用面積が3aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に4番と5番の 2件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村の4番と5番の調査の結果をご報告いたします。</p> <p>まず4番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。4月13日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。転用の目的は福島県発注の河川工事のための駐車場、資材置場のための一時転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。当該地は西側が市道、東側は水路、北側は一段高い畑で南側は借人の現場事務所になっています。地盤面全体に鉄板を敷設し、土砂の流出防止を図ります。</p> <p>また建物は建てないので日照障害等はありません。</p> <p>農地復旧計画書、建物を建設しない旨の念書が添付されております。</p> <p>次に田村5番についてご報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は太陽光発電設備工事に伴う駐車場、資材置場、管理事務所、仮設トイレのための一時転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。当該地は西側が農道、東側、北側は一段高い畑や山林で、南側に緩やかな下り傾斜で原野につながっています。雨水は自然浸透で汚水は発生しません。</p> <p>また隣地へは距離があり、日照被害も発生しません。</p> <p>土地使用に関する耕作者同意書、農地復元確約書が添付されております。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく一時転用後に農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われませんが</p>

	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番と5番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと 認めらる一時転用事業です。</p> <p>農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで、3番同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。</p> <p>次に、5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 4番同様です。</p>

	<p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 4番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番と5番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番と5番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>次に6番と7番の 2件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>中田6番と7番の調査の結果をご報告いたします。</p> <p>4月14日に現地確認及び貸人、借人の代表者に聴き取り 調査を実施しました。</p> <p>まず6番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は、食品加工場建設に伴う仮設の現場事務所、 仮設トイレ及び作業員用駐車場に使用するための一時転用です。 農地区分は農用地です。</p> <p>申請地は鉄板敷にし、土砂の流出を防止します。雨水は市道側溝に 流すので農業用排水施設に支障はありません。</p> <p>東側と北側は市道、西側は法定外道路になっており、 周辺農地の営農条件に支障はないものと思います。</p> <p>工事終了後は、農地に戻す確約書も添付されています。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

次に7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

転用の目的は社員及び来客用駐車場です。農地区分は第2種農地と判断しました。申請地の周辺に農地はなく、転用により集団農地を分断するおそれや、日照等の被害を及ぼすおそれはなく、周辺農地の営農条件への支障はないと認められます。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

6番と7番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。
まず、6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で5番同様です。
許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-cで、5番同様です。

次に、7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで2番同様です。
許可基準は2-1-(1)-カ-（イ）で、2番同様です。
その他の事項については、記載のとおりです。
以上補足説明といたします。

議長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

6番と7番の2件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、6番と7番の 2件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から13番までの 13件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から13番までのうち 8番から13番までは別紙の農地中間管理事業になります。</p> <p>利用権設定8件、所有権移転5件の申請があり農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番から13番までの 13件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番から13番までの13件について、承認と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>

<p>松川 延安 委員</p>	<p>田村1番 1件について調査の報告をいたします。 この件につきましては令和3年10月にJA田村支店の移転計画の申請があり許可になっております。 今回、工事期間の延長と土地利用計画書にあった駐車場の一部を緑地にしたいとのことであり、計画変更後の転用事業により、周辺農地への影響やその他の申請内容に変更はなく、許可相当と思われますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>1番 1件について 承認相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 承認相当と決めます。 なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
<p>藤田 稔 委員</p>	<p>片平1番について、調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。事務局と3月30日に現地調査をしました。雑木があり、進入路もなく農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>1番 1件について</p>

非農地と判断することに異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議ないものと認め、1番 1件について、
非農地と決めます。

続いて、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による
農地転用届出について」

次のとおり、1番と2番の 2件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による
農地転用届出について」

次のとおり、1番から11番までの 11件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」

次のとおり、1番 1件について、
郡山市農業委員会規程 第17条第26号の規定により
受理をしたので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「専決処分事項の報告について」

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第2号 郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について

専決第1号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について
理由：令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けで
事務局人事を発令するため。

発令の内容については、記載のとおりです。

専決第2号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局出張所職員人事発令について
理由：令和4年3月31日付け及び令和4年4月1日付けで
事務局人事を発令するため。

発令の内容については、記載のとおりです。

ただいまの 第1号から第4号までの報告について
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。次にその他ですが
農業振興地域に変更に関して、事務局から説明があります。

事務局

農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、
許可基準について、ご審議いただきたいと思えます。

4月締め切りの案件の審議予定がありますので
来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会
総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の
決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、ただいまの説明のとおり進めることにいたします。
その他ございませんか。濱津 洋一委員。

濱津 洋一
委員

報告があります。5月10日、定期総会が予定されており
通常であれば、終了後、懇親会を開催していましたが、
今般、県がコロナ感染拡大防止重点対策を5月15日まで
延長しましたので、懇親会は中止とさせていただきます。

なお、先ほどの運営委員会でご了解いただきましたので
ご報告いたします。

議 長 その他、なければ事務局から。

事務局 タブレットの「月例総会」「その他」をご覧ください。
「1 定期総会資料について」から「5 月例総会オンライン会議
予定表の変更について」を順にご説明いたします。
1 定期総会資料の（1）から（3）までは一括してご説明します。
定期総会につきましては、令和4年5月10日、火曜日
午後2時から郡山市役所本庁舎の特別会議室で開催します。
資料の3ページをお開き願います。
令和4年度郡山市農業委員会基本方針（案）ですが
検討委員会で検討し、直近の状況を踏まえた
内容になっています。
1 基本方針の「また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
外食やインバウンド需要の減少等により、米を中心に幅広い
品目で影響が続いており、さらに原油価格高騰を踏まえ、
生産資材も高騰しており農家への影響は極めて甚大と
なっている。」ということで直近の状況を入れました。
また中段ですがこのような中、国は、昨年5月に持続可能な
システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」を
策定しています。
また、地方のデジタル化について、国では
「デジタル田園都市構想」を進めています。
このような中、本市農業委員会では、主たる任務である
「農地利用の最適化」に向け、担い手への農地集積・集約化を
さらに加速し、農地を将来にわたり農地として引き継ぐため、
地域において農地利用に向けた話し合いを進めるとともに
新たに策定した「第四次郡山市食と農の基本計画」に基づき、
農業のDX化に向け、アグリテックの普及拡大を進め、
生産性の向上や担い手の育成、農業経営の法人化や企業の
農業参入促進など、農業経営の強化と安定化に取り組むという
ことです。
また例年、10月1日に実施しています「関係行政機関等への
意見の提出」を行う。

これらの活動を重点的総合的に推進することにより「農業が盛んで、市民の身近な産業となるまち」を目指すという案を作成しました。

次に4ページをお開きください。

2活動方針につきましては、昨年同様(1)から(14)までの中で(4)農地の利用集積・集約化を推進するため特に7月から9月を活動強化月間とする。

(5)農地利用集積の推進についても7月から9月を活動強化月間とする。

(6)遊休農地利用状況調査及び意向調査についても7月から9月を活動強化月間とします。

(7)新規就農者等の担い手の育成・確保についても7月から9月を活動強化月間とします。

これについては3本柱の中で、3か月間、強化月間を設けなさいという通知がありましたので、7月から9月を強化月間として取り組むことにしました。

次に10ページをお開きください。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の

I 農業委員会の状況については、ご覧のとおりです。

続きまして11ページをご覧ください。

ここからは令和3年度の実績値の確定に伴い変更になった部分のみ説明いたします。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の項目2 令和3年度の目標及び実績については集積目標が4,694haに対し、実績が4,614ha、うち新規実績が101ha、達成状況は98.3%でした。

続きまして12ページをご覧ください。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の

2 令和3年度の目標及び実績については

参入目標23経営体に対し、実績は23経営体でした。

参入目標面積は18haに対し、実績面積は10ha、達成状況は55%でした。

続きまして13ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置に対する評価の

2 令和3年度の目標及び実績については

解消目標面積は10haに対し、実績は10.1ha、達成状況は101%でした。

続きまして14ページをご覧ください。

V 違反転用への適正な対応につきまして
違反転用面積は令和3年3月現在、14.3haありましたが
令和4年3月には13.9haでした。0.4ha減少しました。

続きまして15ページをご覧ください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検に
つきまして、農地法第3条に基づく許可事務の
1年間の処理件数は179件でした。うち許可は177件で
不許可は2件でした。

項目2 農地転用に関する事務につきまして
1年間の処理件数は87件でした。

16ページをご覧ください。3 農地所有適格法人からの報告への
対応につきまして、管内の農地所有適格法人数は47法人であり
すべて報告されております。

項目4 情報の提供等につきましてはウェブサイト
で周知を図りました。

17ページをご覧ください。IV 地域農業者等からの主な要望・意見
及び対処内容につきましては3月18日から4月17日の間、
市ウェブサイトで公表したところ、意見はありませんでした。

別段面積を下げてほしいということで別段面積を10aにしたと
いう内容を掲載しています。

以上が前回説明からの実績の変更点です。

次に「(3) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について」で
ありますが、3月25日の推進委員会議で事前検討を
行いましたので、始めに後藤副委員長から、報告をお願いいたします。

後藤 秋夫
委員

推進委員、副委員長の後藤です。

「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は
3月25日の推進委員会議で事前検討を行いました。
検討結果につきましては、事務局から説明します。

事務局

事務局から検討結果をご説明いたします。
総会資料の18ページをご覧ください。
令和4年度最適化の目標の設定等になります。
現在の体制、農地の概要等になりますので
説明は省略します。

19ページをご覧ください。Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積の目標につきましては、国の方で都道府県が基本方針で設定した目標をそのまま各市町村の目標にすると示されています。そうしますと②目標の目標年度は令和5年度、集積率が70%、こちらが目標になります。

現在の集積率が38%ですので、令和5年度までの2年間で今年度は中間の54%にするということです。

郡山市の農地面積12,100haの54%ですと今年度末の集積面積は6,534haになります。

現在の集積面積は4,614haですので、6,534haに到達するには今年度の新規集積面積は1,936haになります。

次に(2)遊休農地の解消ですが、遊休農地は緑区分と黄色区分の2つに分かれます。緑区分は人力、農業用機械による除草、伐根などで耕作可能な状態に戻せるもの。

黄色区分は、農業用機械では戻せない、重機などを用いる必要があるものです。郡山市の現状として遊休農地の面積は377haで、そのうち緑区分が10ha、黄色区分が367haになっています。

目標ですが、令和3年度の調査時点で判明している緑区分の遊休農地を5年間で解消しなさいと目標設定が国から示されており、それを当てはめると現在10haですので5年間で解消すると毎年度2haずつになります。

従いまして、今年度の緑区分の遊休農地の解消目標面積は2haに設定しています。

b 黄色区分の遊休農地367haにつきましては、解消のための工程表を作りなさいと定められておりますので、工程表の策定方針を記載しています。

イ 新規発生遊休農地の解消は、今年度は該当ありません。来年度以降は、ある年度に判明した遊休農地はその翌年度中にすべて解消するという目標を設定することになっています。今年度は初年度ですのでゼロになりますが、来年度以降は、今年の調査で判明した緑の遊休農地の面積が解消目標面積になります。

次に20ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進についてですが、目標の設定については新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積になります。参入者数ではなくて新規参入者に貸してもいい、と言われた農地を公表しなさい。その公表する農地の面積が目標になっていまして、設定の仕方は平成28年度、29年度、30年度の3年度分の権利移動面積、3条や農地集積計画で売買や貸借した農地の面積の平均を出しましてその10分の1を農地所有者の同意を得て公表する面積にしなさいということになっています。

そうしますと、郡山市の場合、過去3年間の権利移動の平均が108haですので、目標とする面積は10.8haになります。

次に最適化活動の活動目標ですが、新しい制度では農業委員、推進委員などの最適化活動を行う委員の活動日数を目標として設定することになっていまして、郡山市では月8日の目標を設定したいと考えております。

(2) 活動強化月間の設定目標ですが、3か月間、活動強化月間として設定することが求められていまして7月から9月、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の強化月間とさせていただきたいと考えています。

(3) 新規参入相談会への参加目標についてですが、都道府県が実施する就農相談会に推進委員が1人以上参加することが目標として求められていますので、9月中旬の就農促進フェアに1人以上、参加していただくことを目標に設定しています。

以上が農業委員会として、国の通知に基づく目標になっています。

次に21ページをご覧ください。

今年度から農業委員、推進委員、個々の活動目標を設定するよう求められており、郡山市では地区ごとの目標を設定させていただきたいと考えております。目標の数字が21ページの内容です。

まず農地の集積ですが、新規集積面積をご覧ください。合計が1,936haになっており、この面積を各地区の農地面積の

	<p>割合で按分したものを各地区の目標としています。</p> <p>遊休農地の解消面積ですが、市全体で2haあります。実際の黄色区分の遊休農地面積の割合で按分したのが各地区の数字になっています。</p> <p>新規参入ですが、所有者からの同意を得た面積全体として10.8ha、これを各地区の農地面積で按分したものです。</p> <p>以上が、推進会議で検討した内容です。</p>
議長	<p>ただいまの説明、(1)から(3)に対し、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>次に、「(4)活動記録簿について」事務局。</p>
事務局	<p>お手元に2022年版の活動記録簿の用紙をお配りしています。別紙ですが推進委員等に最適化活動の点検・評価の様式です。下の方、各地区ごとの目標ですが数字が入れてありますので106ページに転記してください。</p> <p>5月の農業相談日から13ページの農業委員会活動記録簿と106ページの最適化活動の点検・評価を提出していただくこととなります。</p> <p>なおパソコンで入力して、事務局にメールで送る方はその旨、農業相談日にセンター職員に伝えて、紙での提出は不要です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>古川 弘作委員。</p>
古川 弘作委員	<p>活動記録簿ですが、事務局で月例総会、農業相談、調査などの記入例を示してもらおうと書きやすいのですが。</p>
事務局	<p>書き方につきましては、12番の操作マニュアルの活動記録簿に載っていますのでご覧ください。</p> <p>13ページの農業委員会活動記録簿につきましては、日時、活動時間を入れて、場所は市役所でしたら役場に○をつけます。項目は冊子の9ページにありまして、1であれば法令による農業委員会の権限事項、今日のような総会に出席したことであれば1-①になります。表を見ながら記入していただくこととなります。会議名、活動の相手を記入し、属性、意向概要、新規参入者情報があれば○をつけます。</p>

詳細については、書くことがあれば書いていただきます。
来月の農業相談日につきましては、先ほどの横長のものに
4月分を提出するようになります。不明な点は個別に
ご相談いただければと思います。
よろしく願いいたします。

議長 その他、ございませんか。事務局。

事務局 次に「2 課題発表について」に移らせていただきます。
本日は、三穂田地区の伊藤委員、逢瀬地区の古川 榮委員から
発表があります。はじめに伊藤 正喜委員に発表していただきます。

伊藤 正喜
委員

三穂田地区、農地利用最適化推進委員の伊藤です。
三穂田地区ほ場整備事業に関する課題についての
報告をさせていただきます。工事の概要と想定スケジュールに
ついて簡単に説明します。
計画位置図をご覧ください。北部、中部、南部に分かれてまして
総面積が268.1haになっております。現況としまして
北部地区が令和3年から設計測量が始まりまして
今年度の稲作の収穫が終わった後で第1期工事、第2期は
来年の収穫後、第3期は再来年の収穫後の3工期に分かれて
進むようになっています。その後、補完工事、換地等を行います。
北部と同じような形で1年間ずれて中部、さらに南部は1年、
工程が遅れて進みます。
今回のほ場整備を進めるにあたり、3地区それぞれで
人・農地プランを作成し、認定農業者を中心とした農地集積の
促進を図り、生産効率を向上させ、生産コストの削減を
目指した目標を設定し、スタートしました。
事業促進の一番早い北部地区では、令和元年8月に
人・農地プランを作成し、今年の2月に更新しました。
三穂田北部地区では現在、認定農業者が21名、認定予定者2名、
その他10名、計33の経営体で構成されており、耕地面積72.4haの
約8割弱、約57.6haが中心経営体に集積されております。
しかし構成する中心経営体の平均年齢は64歳で、2月現在、
70歳以上の経営体の耕地面積20.3haの内、後継者未定4.4ha、
後継者不在10.2haと喫緊の課題が迫っており
中心経営体の中でも、今後5年から10年で高齢化により

3割程度の離農者が増えるのではと予測されます。

結果、担い手の育成が急務であると考えております。
稲作中心の三穂田地区においてはコロナの影響による大幅な米価下落により、稲作経営に意欲を感じない若者も多く、今後大幅な新規就農者の増加は見込めません。
そこで、課題としまして 課題1 今後更なる高齢化、経営体の減少についての話し合いが必要と思われま

す。
対策としまして、中心経営体同士の協力体制の再確認です。

また機械設備等の共同購入、共同利用の推進、中心経営体の集約化を図り、ライスセンター、農事組合、又は法人化など持続可能な営農基盤確立への推進が必要と思われま

す。
課題2としまして、新規就農者の就農支援を地区、市、県官民一体となったサポートが必要だと思

います。
対策としまして、地元中心経営体による栽培管理等の生産技術・知識に関する研修、新規就農者育成のための事業資金の更なる拡充を図る。例えば経営開始資金、就農準備資金、農業次世代人材投資資金等です。

また土地を所有していない新規就農希望者に対して土地の斡旋等サポート体制の充実を図ることが必要と思われま

す。
以上のような課題・対策について、中心経営体や新規就農者の目線に立って「人・農地プラン」作成等の話し合いに積極的に参加し、推進していきたいと考えております。

以上、三穂田地区の発表とさせていただきます。
ご清聴ありがとうございました。

事務局

伊藤 正喜委員、ありがとうございました。
続きまして、逢瀬地区の古川 榮委員の発表となります。

古川 榮
委員

逢瀬地区の状況を発表します。
90%以上の農地が土地改良事業で整備されており、残り10%は山際と沢であり、日照不足で稲作ができない状況です。
課題として、地区の農業委員の話し合いの中では整備された農地を耕作放棄地にしないように地主と話し合い、相談された農地は、農業に意欲を持った方とマッチングして作付けをお願いしている状況であり、耕作放棄地の

	<p>解消に繋げていきたいと思っています。</p> <p>今後の課題については、毎月の相談日等の活用で、耕作意欲のある方と農地所有者の方のマッチングをして農地を守りたいと思っています。</p> <p>特に整備された農地は、守りたいと思ってやっております。</p> <p>続きまして、逢瀬町の状況であります但人口が3,685人で農家戸数が695戸です。</p> <p>農地面積は1,262haありまして、多田野土地改良区が480ha、河内土地改良区が120ha、合わせて600haでありまして残りは中部土地改良区、片平土地改良区、熱海南部土地改良区で整備されておりまして、今は解散してわかりません。</p> <p>おそらく100haくらいが未整備で残っていると思います。</p> <p>以上であります。</p>
事務局	<p>古川 榮委員、ありがとうございました。</p> <p>以上で、推進委員の課題発表を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に「3 結婚相談員連絡協議会、食糧問題懇話会について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては、両方の会とも農業委員、推進委員も会員として入っております。</p> <p>今年度、どちらの会も総会については書面開催を予定していきまして近いうち、総会資料をお示しして書面での評決をお願いしたいと考えております。</p> <p>お願いしたいのは、例年のことではあります但会費納入の件です。結婚相談員連絡協議会が年額1,000円、食糧問題懇話会は年額5,000円の会費納入をお願いしていきまして今年度も例年同様、結婚相談員連絡協議会は5月の報酬から食糧問題懇話会は6月の報酬から差し引くということでご協力お願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>次に「4 ルーラル電子図書館について」事務局。</p>
事務局	<p>お配りしました資料をご覧ください。</p> <p>ルーラル電子図書館については、今年度に予算化したものであります。主な活用としましては病害虫の診断と防除、</p>

	<p>農業技術体系、食品加工、現代農業などです。</p> <p>農文協が出しているものです。こちらにつきましては先ほどの基本方針の中で、新規就農者のフォローアップ活動がありますので、新規就農者を巡回した際、質問があった時に委員の皆さんがタブレットを使用して指導できるようにしたものです。ユーザーID、パスワードは1つしかありませんので、調べた後は、必ずログアウトしていただかないと他の方が調べることができませんので、使用後はログアウトよろしく願いいたします。</p>
会 長	ただいまの説明に対し、ご質問等ございませんか。藤田 稔委員。
藤田 稔 委員	入り方は後で事務局に聞けばわかりますか。
事務局	<p>インターネットから入って、ルーラル電子図書館を検索し、お気に入りにいれると見ることができます。</p> <p>途中でIDとパスワードが求められますので、これで入って最後にログアウトするようになります。</p> <p>次に「5 月例総会オンライン会議予定表の変更について」事務局。</p>
事務局	<p>オンライン会議については、推進委員会議は5月から月例総会は6月から実施するということでお知らせしていましたが、推進委員の課題発表の関係で一部修正がありましたので、差し替えさせていただきます。</p> <p>内容は割り当てられた月、6月17日の月例総会につきましては安積、三穂田、逢瀬地区の委員が各行政センターで出席します。黄色の方は、本庁での出席になります。</p>
議 長	調査報告がある委員は本庁で出席ですね。
事務局	そうです。調査報告がある委員は本庁で出席になります。
議 長	その他、ありませんか。中尾 一明委員。
中尾 一明 委員	<p>今日、3条申請10件の中で、4件の農業開始が許可になって郡山市の農業にとって、大変すばらしいことだと思います。</p> <p>農業というのは、通常作物などは1年1作しかできません。なかなか農業で利益を上げるようになるのには少なくとも5年、6年はかかるのかな。10年やっても難しいのは農業です。</p> <p>今日の農業開始では20代の方が3人と30代の方が1人と若い方が農業者の仲間入りされたわけですが、10年くらいは</p>

	<p>若いんだから最初に頑張ってみようかなと 数字が上がっていればと思いました。 感想を述べさせていただきました。</p>
議 長	他にありますか。
事務局	<p>先月の総会で、法人連絡会がアシストスーツを1年間 借りるようになったと紹介しましたが、松川 延安委員が アシストスーツを着用しましたので、 その感想を述べて頂きたいと思います。</p>
松川 延安 委員	<p>興味本位で借りてみました。4月3日に借りて、7日、8日に 種蒔きをやりました。イセキの試着品ですが 背中にバツテンになってて、太もものところに空気を入れて 腰に負担がかからないということですが、説明書では 25kgぐらいの重さが5kgぐらいに感じるという訳です。 実際に重いものを立った状態で右から左に移動させる場合は 楽ですが、ハウスに箱を並べる作業の場合には前屈みになりますので アシストが効きすぎて、前屈みになってもそれより下に いけないんですよ。途中から持ち上げるのは楽です。 床から持ち上げたり、床に降ろしたりするのは、逆に力がかかります。 改善の余地があると思います。</p>
議 長	その他、皆さんからありませんか。
	(なし)
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第11回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第11回総会（令和4年4月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

10件で、田 38,453㎡ 畑 18,160㎡ でした。

第5条 農地転用は

7件で、駐車場2件、太陽光発電設備1件、農業用施設1件、一時転用3件でした。

この他、農用地利用集積計画、事業計画変更、非農地証願の議案がありました。